

毛呂山長選挙及び毛呂山町議会議員一般選挙

選挙公営のお知らせ

選挙運動用自動車

選挙運動用ビラ

選挙運動用ポスター

凡 例

法 … 公職選挙法

条 例 … 毛呂山町議会議員及び毛呂山町長の選挙における
選挙運動の公営に関する条例

規 程 … 毛呂山町議会議員及び毛呂山町長の選挙における
選挙運動の公営に関する規程

毛呂山町選挙管理委員会

目 次

1	公費負担の対象とその限度額	1
2	選挙公営の手続きの流れ	2
3	選挙運動用自動車の公営	3
4	選挙運動用ビラの公営	6
5	選挙運動用ポスターの公営	9
6	届出等書類への押印義務の廃止について	12
7	Q & A	14

別 冊 記載例集（毛呂山長選挙/毛呂山町議会議員一般選挙）

第1部 選挙運動用自動車（ハイヤー方式）

第2部 選挙運動用自動車（個別契約方式）

第3部 選挙運動用ビラ

第4部 選挙運動用ポスター

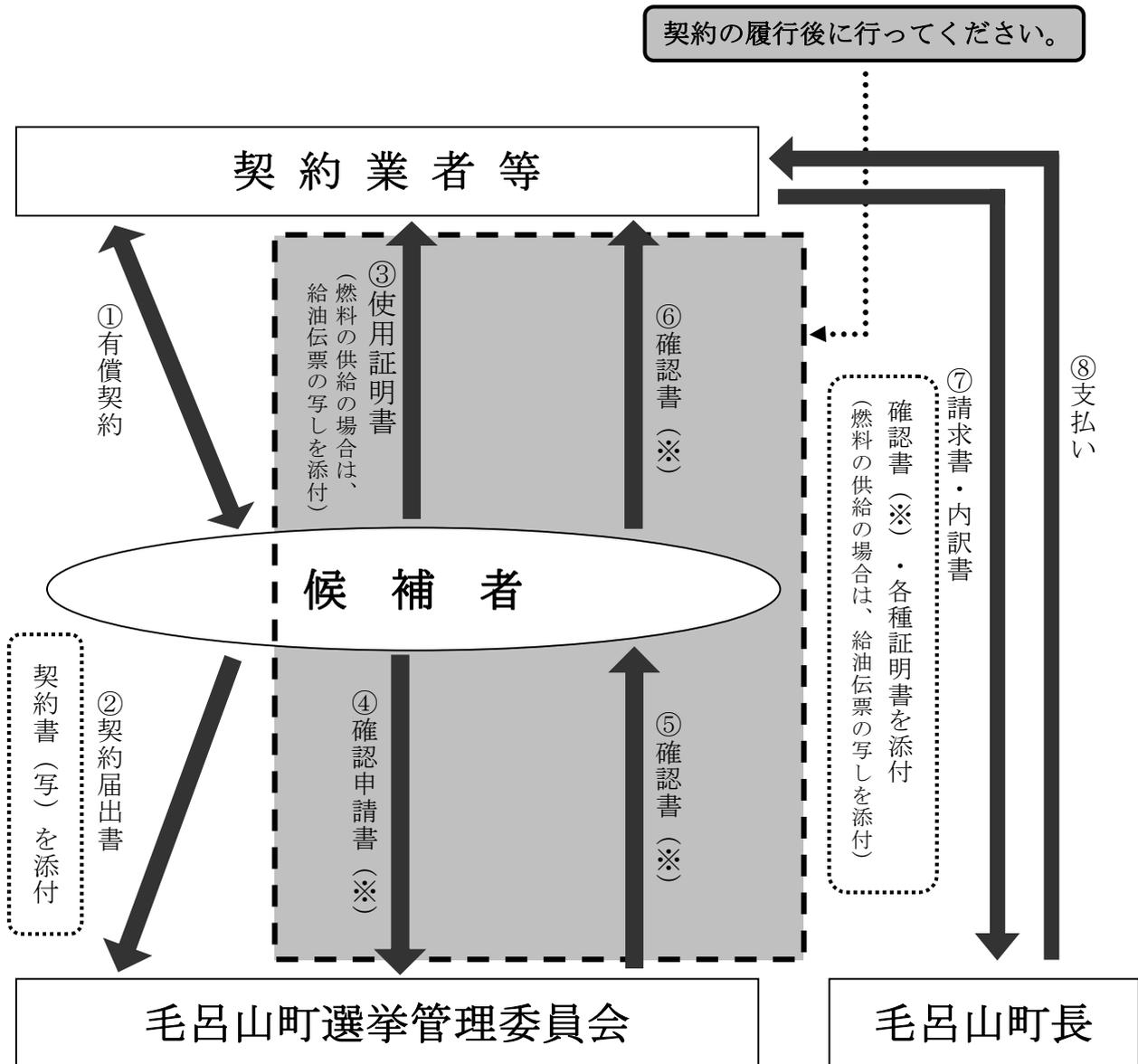
1 公費負担の対象とその限度額

公費負担の対象			公費負担の限度額	
選挙運動用自動車	1	ハイヤー方式 一般運送契約 選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額 ※1日について1台に限る。	1日あたり $64,500円 \times 5日間 = 322,500円$	
	2 個別契約方式	ア 自動車借入契約 選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額 ※1日について1台に限る。	1日あたり $16,100円 \times 5日間 = 80,500円$	※ 契約の相手方が当該候補者と生計を一にする親族である場合には、その者が当該契約に係る業務を業として行う者に限る。
		イ 燃料供給契約 選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	1日あたり $7,700円 \times 5日間 = 38,500円$	
		ウ 運転手雇用契約 選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計金額 ※1日について1人に限る。	1日あたり $12,500円 \times 5日間 = 62,500円$	
作成ラ	当該候補者を通じて、作成単価(右に示した単価上限額以内)に作成枚数(右に示した上限枚数以内)を乗じた金額 ※1円未満の端数は1円とする。		$\begin{aligned} & \text{(単価上限額)} \quad \text{(作成上限枚数)} \\ \text{《町長選挙》} & 7.73円 \times 5,000枚 = 38,650円 \\ & \text{(単価上限額)} \quad \text{(作成上限枚数)} \\ \text{《議員選挙》} & 7.73円 \times 1,600枚 = 12,368円 \end{aligned}$	
作成ポ スタ 成1	当該候補者を通じて、作成単価(右に示した単価上限額以内)に作成枚数(ポスター掲示場数 $\times 1.2 = 114$ 枚以内)を乗じた金額 ※1円未満の端数は1円とする。		$\begin{aligned} & \text{(印刷費)} \quad \text{(ポスター-掲示場数)} \quad \text{(企画費)} \quad \text{(単価上限額)} \\ & (541.31円 \times 95か所 + 316,250円) \div 95か所 = 3,871円 \\ & \text{(単価上限額)} \quad \text{(ポスター-掲示場数} \times 1.2) \\ & 3,871円 \times 114枚 = 441,294円 \end{aligned}$	

1・2の方式は選択

※ 限度額については、消費税等を含めた額ですのでご注意ください。

2 選挙公営の手続きの流れ



- [注] 1 ※印の確認申請書及び確認書は、燃料の供給、ビラ及びポスターの公営に必要な手続です。
- 2 契約内容に変更が生じた場合は、直ちに契約変更届出書を作成し、新たな契約書の写しを添え提出してください。

3 選挙運動用自動車の公営

(1) 公費負担の制度

候補者は、一定の金額を限度として選挙運動用自動車を無料で使用することができます。ただし、この制度は、供託物が没収される者には、適用されません（法第141条8項、条例第2条）。

(2) 契約の種類

選挙運動用自動車の使用については、「ハイヤー方式」と「個別契約方式」があり、候補者において選択することになります。

「ハイヤー方式」とは、「一般乗用旅客自動車運送事業者」（道路運送法第3条第1号ハ）との契約で、自動車、燃料及び運転手込みで自動車を貸し切って契約する方式です。

「個別契約方式」とは、「自動車の借入れ」、「燃料の供給」、「運転手の雇用」をそれぞれ個別に契約する方式です。

なお、「個別契約方式」の契約を当該候補者と生計を一にする親族と締結した場合は、当該親族が当該契約に係る業務を業として行う者に限り公営の対象となります（条例第3条）。

(3) 公費負担限度額（条例第4条）

ア ハイヤー方式（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約の場合）

（1日当たりの契約金額又は64,500円のうち少ない方の額）×使用した日数

※ 同一の日に2台以上使用される場合は、候補者が指定するいずれか1台のみが公費負担の対象となります。

※ 「使用した日数」は立候補の届出日から選挙期日の前日までの日数の範囲内です。

イ 個別契約方式

① 自動車の借入れ契約の場合

（1日当たりの契約金額又は16,100円のうち少ない方の額）×使用した日数

※ 同一の日に2台以上使用される場合は、候補者が指定するいずれか1台のみが公費負担の対象となります。

※ 「使用した日数」は立候補の届出日から選挙期日の前日までの日数の範囲内です。

② 燃料の供給の場合

次のa又はbのうち少ない方の金額（注1）

a 実際に選挙運動用自動車に供給した燃料の代金

b 7,700円×立候補の届出日から選挙期日の前日までの日数（注2）

（注1）町選挙管理委員会が確認したものに限り（下記(4)ウ参照）。

（注2）無投票の場合はその事由が発生した日までの日数です。

公費により燃料の供給費用が負担されるのは選挙運動用自動車に限られ、事務連絡等に使用する自動車は対象になりません。

③ 運転手の雇用契約の場合

(1日当たりの契約金額又は12,500円のうち少ない方の額) × 運転に従事した日数

※ 同一の日に2人以上雇用される場合は、候補者が指定するいずれか1人のみが公費負担の対象となります。

※ 「運転に従事した日数」は立候補の届出日から選挙期日の前日までの日数の範囲内です。

- ・ 契約により支払うべき金額が上記の公費負担限度額を超える場合、その超えた金額は候補者本人の自己負担となります。
- ・ 町が負担する費用は、業者等からの請求に基づき直接支払われます。

(4) 選挙公営の手続

ア 契約の届出 (候補者→町選挙管理委員会) **契約締結後直ちに**

選挙運動用自動車の使用について公営を受けようとする候補者は、選挙運動用自動車の使用について有償契約を締結した場合、町選挙管理委員会に届け出なければなりません(条例第3条、規程第1条)。

使用する様式：選挙運動用自動車の使用の契約届出書

- 〔ハイヤー方式：(様式第1号) * 記載例 1-1〕
- 〔個別契約方式：(様式第1号) * 記載例 2-1〕

添付書類：当該有償契約書の写し〔ハイヤー方式：記載例 1-2〕
〔個別契約方式：記載例 2-2~2-4〕

※ 契約書の内容として、契約の当事者、契約期間、契約数量、契約金額等のほか、候補者と契約業者等の契約意思が書面上、明示されていることが必要です。

※ ハイヤー方式で契約する場合は、「一般乗用旅客自動車運送事業」の免許の写しも添付してください。

イ 使用証明書の提出 (候補者→契約を締結した業者等) **契約履行後**

候補者は、契約の履行後、実際の金額等を給油伝票や納品書等で確認した上で、使用証明書を作成し、契約業者等に提出してください。なお、燃料代にあっては、使用証明書に給油伝票の写しを添付してください(規程第4条)。

この使用証明書及び給油伝票の写しは、契約業者等が町に支払いを請求する際に、請求書に添付しなければなりません。

※ 給油伝票とは

ア 燃料給油を受けた日付

イ 燃料給油を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する**4桁以下のアラビア数字**又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する**4桁以下のアラビア数字**

ウ 燃料供給量

エ 燃料供給金額

が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいいます。

アからエのいずれかが1つでも欠けていると、ここでいう給油伝票とは認められません。

公費により燃料の供給費用が負担されるのは選挙運動用自動車に限られ、事務連絡等に使用する自動車は対象になりません。

使用する様式：選挙運動用自動車使用証明書

- ・ 自動車の使用 { ハイヤー方式：（様式第 10 号） * 記載例 1-3
個別契約方式：（様式第 10 号） * 記載例 2-6
- ・ 燃料の供給（様式第 11 号） * 記載例 2-7
- ・ 運転手の雇用（様式第 12 号） * 記載例 2-8

※ 燃料の供給の場合は給油伝票の写しを添付してください。

ウ 確認申請書(燃料の供給のみ)の提出（候補者→町選挙管理委員会） **契約履行後**

個別契約方式による契約であって、燃料の供給に関する場合は、公費負担の対象となるものを確認をするため、契約の履行後、実際の金額等を給油伝票で確認した上で、町選挙管理委員会に確認申請書を提出してください。

※ 燃料代が公費負担されるのは選挙運動用自動車に限られます。

使用する様式：選挙運動用自動車燃料代確認申請書（様式第 4 号） * 記載例 2-5

町選挙管理委員会で確認後、「選挙運動用自動車燃料代確認書」をお渡ししますので、燃料供給業者に直ちにこの確認書を渡してください（規程第 3 条）。

エ 請求書の提出（契約を締結した業者等→町長） **契約履行後**

契約業者等が町に請求してください（規程第 5 条）。

（請求書は町選挙管理委員会に提出してください。）

使用する様式：請求書・請求内訳書

- ・ 自動車の使用 { ハイヤー方式：（様式第 15 号） * 記載例 1-4、1-5
個別契約方式：（様式第 15 号） * 記載例 2-9、2-10
- ・ 燃料の供給（様式第 15 号） * 記載例 2-11、2-12
- ・ 運転手の雇用（様式第 15 号） * 記載例 2-13、2-14

添付書類：選挙運動用自動車使用証明書（様式第 10 号） ※ 上記イ参照

※ 燃料供給の場合は、給油伝票の写しを添付

選挙運動用自動車燃料代確認書（様式第 7 号） ※ 上記ウ参照

※ 燃料代の請求の場合のみ。

※ 手続きの流れは、「2 選挙公営の手続きの流れ」を参照してください。

4 選挙運動用ビラの公営

(1) 公費負担の制度

候補者は、一定の金額を限度として選挙運動用ビラを無料で作成することができます。
ただし、この制度は、供託物が没収される者には、適用されません(法第142条第11項、条例第6条)。

(2) 公費負担限度額（条例第8条）

単価（上限額 7.73 円）× 作成枚数 = **38,650 円（公費負担限度額）**

（注1）作成枚数の上限は、町長選挙が 5,000 枚、町議会議員選挙が 1,600 枚です。

- ・ 契約により支払うべき金額が上記の公費負担限度額を超える場合、その超えた金額は候補者本人の自己負担となります。
- ・ 町が負担する費用は、業者からの請求に基づき直接支払われます。

※ 1 円未満の端数は 1 円とします。

(3) 選挙公営の手続

ア 契約の届出（候補者→町選挙管理委員会） **契約締結後直ちに**

ビラの作成について公営を受けようとする候補者は、ビラの作成業者との間に有償契約を締結した場合、町選挙管理委員会に届けなければなりません（条例第7条）。

使用する様式：選挙運動用ビラ作成契約届出書（様式第2号）* 記載例 3-1

添付書類：当該有償契約書の写し * 記載例 3-2

※ 契約書の内容として、契約の当事者、契約期間、契約数量、契約金額等のほか、候補者と契約業者等の契約意思が書面上、明示されていることが必要です。

イ 作成証明書の提出（候補者→契約を締結した業者） **契約履行後**

候補者は、契約の履行後、実際の金額等を納品書等で確認した上で、作成証明書を作成し、契約業者に提出してください。

この作成証明書は、契約業者が町に支払いを請求する際に請求書に添付しなければなりません（規程第5条）。

使用する様式：選挙運動用ビラ作成証明書（様式第13号）* 記載例 3-4

ウ 確認申請書の提出（候補者→町選挙管理委員会） **契約履行後**

ビラの作成枚数が法定枚数（町長選挙：5,000 枚、町議会議員選挙：1,600 枚）の範囲内であることを確認するため、契約履行後、実際の作成枚数を納品書等で確認した上で、町選挙管理委員会に確認申請書を提出してください（規程第2条）。

使用する様式：選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書（様式第5号）* 記載例 3-3

町選挙管理委員会で確認後、「選挙運動用ビラ作成枚数確認書」をお渡ししますので、ビラの作成業者に直ちにこの確認書を渡してください。

エ 請求書の提出（契約を締結した業者→町長） **契約履行後**

契約業者が町に請求してください。（規程第5条）

（請求書は、町選挙管理委員会に提出してください。）

使用する様式：請求書・請求内訳書（様式第16号）*記載例3-5、3-6

添付書類：選挙運動用ビラ作成証明書（様式第13号）※上記イ参照

選挙運動用ビラ作成枚数確認書 ※上記ウ参照

- ・ 契約により支払うべき金額が上記の公費負担限度額を超える場合、その超えた金額は候補者本人の自己負担となります。
- ・ 町が負担する費用は、業者からの請求に基づき直接支払われます。

※ 手続きの流れは、「2 選挙公営の手続きの流れ」を参照してください。

◎ 選挙運動用ビラの届出及び頒布方法等について

1 選挙運動用ビラの届出

毛呂山町長選挙及び毛呂山町議会議員一般選挙における候補者の選挙運動のために頒布することができるビラは、候補者1人について毛呂山町選挙管理委員会に届け出たもの2種類以内で、総数も毛呂山町長選挙は5,000枚以内、毛呂山町議会議員一般選挙は1,600枚以内に限られています。届出は、「**選挙運動用ビラ届出書**」に当該ビラを添付して町選挙管理委員会に提出してください。

この届出は、公営を受けると否にかかわらず必要ですのでご注意ください。

2 頒布方法

このビラは、次の方法によらなければ頒布することができません。

- ① 新聞折込み
- ② 当該ビラに係る候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布

3 証紙の貼付

ビラには、町選挙管理委員会が交付する証紙を貼らなければ頒布できません。

4 規格

ビラは、長さ 29.7 センチメートル、幅 21 センチメートル (A4判) を超えてはなりません。

5 法定記載事項

ビラには、表面に頒布責任者及び印刷者の住所、氏名（法人にあつては名称）を記載しなければなりません。

5 選挙運動用ポスターの公営

(1) 公費負担の制度

候補者は、一定の金額を限度として選挙運動用ポスターを無料で作成することができます。ただし、この制度は、供託物が没収される者には、適用されません(法第143条第15項、条例第9条)。

(2) 公費負担限度額 (条例第11号)

$$\frac{541.31 \text{ 円} \times 95 \text{ か所 (ポスター掲示場数)} + 316,250 \text{ 円}}{95 \text{ か所 (ポスター掲示場数)}} = \underline{3,871 \text{ 円 (単価上限額)}}$$

$$95 \text{ か所 (ポスター掲示場数)} \times 1.2 = \underline{114 \text{ 枚 (作成上限枚数)}}$$

$$\underline{3,871 \text{ 円 (単価上限額)}} \times \underline{114 \text{ 枚 (作成上限枚数)}} = \boxed{441,294 \text{ 円 (公費負担限度額)}}$$

※ 1円未満の端数は1円とします。

(3) 選挙公営の手続

ア 契約の届出 (候補者→町選挙管理委員会) **契約締結後直ちに**

ポスターの作成について公営を受けようとする候補者は、ポスターの作成業者との間に有償契約を締結した場合、町選挙管理委員会に届けなければなりません。(条例第10条、規程第1条)

使用する様式：選挙運動用ポスター作成契約届出書 (様式第3号) * 記載例 4-1
添付書類：当該有償契約書の写し * 記載例 4-2

※ 契約書の内容として、契約の当事者、契約期間、契約数量、契約金額等のほか、候補者と契約業者等の契約意思が書面上、明示されていることが必要です。

イ 作成証明書の提出 (候補者→契約を締結した業者) **契約履行後**

候補者は、契約の履行後、実際の金額等を納品書等で確認した上で、作成証明書を作成し、契約業者に提出してください。

この作成証明書は、契約業者が町に支払いを請求する際に、請求書に添付しなければなりません。(規程第5条)

使用する様式：選挙運動用ポスター作成証明書 (様式第14号) * 記載例 4-4

ウ 確認申請書の提出 (候補者→町選挙管理委員会) **契約履行後**

ポスターの作成枚数が作成限度枚数の範囲内であることを確認するため、ポスター作成業者ごとに、契約の履行後、実際の作成枚数を納品書等で確認した上で、町選挙管理委員会に確認申請書を提出してください。(規程第2条)

使用する様式：選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 (様式第6号) * 記載例 4-3

町選挙管理委員会で確認後、「選挙運動用ポスター作成枚数確認書」をお渡ししますので、ポスターの作成業者に直ちにこの確認書を渡してください。

エ 請求書の提出（契約を締結した業者→町長） **契約履行後**

契約業者が町に請求してください。（規程第5条）

（請求書は、町選挙管理委員会に提出してください。）

使用する様式：請求書・請求内訳書（様式第17号）＊記載例4-5、4-6

添付書類：選挙運動用ポスター作成証明書（様式第14号） ※ 上記イ参照
選挙運動用ポスター作成枚数確認書 ※ 上記ウ参照

- ・ 契約により支払うべき金額が上記の公費負担限度額を超える場合、その超えた金額は候補者本人の自己負担となります。
- ・ 町が負担する費用は、業者からの請求に基づき直接支払われます。

※ 手続きの流れは、「2 選挙公営の手続きの流れ」をご確認ください。

◎ 選挙運動用ポスターの使用について

1 掲示場所

候補者が使用する選挙運動用ポスターは、町選挙管理委員会が設置するポスター掲示場に1か所につきそれぞれ1枚を限り掲示することができます。その他の場所には一切掲示できません。

2 規格

選挙運動用ポスターの大きさは、長さ42センチメートル、幅30センチメートルを超えてはなりません。

3 法定記載事項

選挙運動用ポスターには、表面に掲示責任者及び印刷者の住所、氏名（法人にあっては名称）を記載しなければなりません。

6 届出等書類への押印義務の廃止について

選挙公営関係書類の届出に当たって、その真正性を確認するために一律に届出等の名義人の記名押印が求められていましたが、公職選挙法施行規則等の改正により、その義務付けが廃止されました。

今後は届出等の名義人の記名押印に限らず、以下の方法のうち届出者等が自らにとって最も簡便な方法を選択し、届出等を行うことができます。なお、届出等書類の真正性を確認するため、届出等の方法により、本人確認書類等が必要となりますので、ご注意ください。

1 届出等の方法について

(1) 記名のみ（届出等の名義人本人の署名を除く。）

記名のみ（届出等の名義人本人の署名を除く。）で届け出る場合は、①届出等の名義人本人が届け出る場合と②代理人が届け出る場合でそれぞれ以下の書類を確認します。

① 届出等の名義人本人が届け出る場合

届出等の名義人本人の本人確認書類の提示又は提出

② 代理人が届け出る場合

以下の2点を確認します。

- ・ 届出等の名義人からの委任状（以下「委任状」という。）を提示又は提出
- ・ 当該代理人の本人確認書類の提示又は提出

※ 本人確認書類及び委任状が提示された場合には、町選挙管理委員会で写しをとらせていただきますので、あらかじめご了承ください。

(2) 届出等の名義人本人の署名

届出等の名義人本人の署名であれば、本人確認書類の提示等は不要です。

(3) 記名押印

記名押印によることも可能です。記名押印の場合も本人確認書類の提示等は不要です。

2 本人確認書類の例

マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、その他官公署が発行した免許証など（例示の書類以外を本人確認書類として使用したい場合には、町選挙管理委員会にお問い合わせください。）。

3 訂正方法について

(1) 契約届出書、確認申請書、作成証明書を訂正する場合

① 届出等の名義人本人が訂正する場合

届出等の名義人本人の署名又は押印により訂正

② 代理人が訂正する場合

以下のどちらかの方法で訂正

- ・ 届出等の名義人本人の印鑑による押印
- ・ 代理人の署名又は押印

※ 代理人の署名又は押印により訂正する場合は、以下の2点を確認します。

- ・ 委任状の提示又は提出
- ・ 当該代理人の本人確認書類の提示又は提出

※ 本人確認書類及び委任状が提示された場合には、町選挙管理委員会で写しをとらせていただきますので、あらかじめご了承ください。

(2) 請求書の場合

記載事項は、訂正印等で訂正することができませんので、誤記がある場合は改めて請求書を書き直してください。

4 委任状について

委任状は以下の様式を参考に作成ください。

選挙公営関係書類の届出代理人証明書			
住	所		
氏	名		
生年月日	年	月	日
<p>上記の者は、（候補者等の氏名）の令和〇年〇月〇日執行の〇〇選挙における選挙公営関係書類届出について、私に代わって届出に関する事務を行うものであることを証明します。</p>			
<p>令和〇年〇月〇日 （候補者等の住所） （候補者等の署名又は記名押印）</p>			

7 Q&A

(1) 共通

Q 1 契約の締結にあたって、「条例で決まっている上限金額」で契約しようと思っ
ていますが、問題ありますか。

A 1 条例はあくまで公費負担の上限を定めたものであり、契約金額は契約当事者の合意により定められるものです。

しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度なので、契約内容（金額や数量）の妥当性等について説明できるように、適正な契約を行っていただく必要があります。

Q 2 町に提出した公費負担に係る関係書類は、情報公開の対象となりますか。

A 2 町に提出された公費負担に係る関係書類は、すべて情報公開の対象（印影など一部非開示部分あり）となります。

Q 3 選挙運動費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担しても
らえる制度ですか。

A 3 公費負担制度は、条例で定める上限額の範囲内で、実際に要した費用を負担する制度であり、定額負担ではありません。

実際に要した費用が上限額を超えている場合は、上限額を公費負担しますが、上限額に満たない場合は、実際に要した費用を公費負担することとなります。

Q 4 使用（作成）証明書を契約業者に交付するのは、選挙管理委員会に契約届出書を提出してすぐに行うべきですか。

A 4 それぞれの契約履行後に行ってください。

使用（作成）証明書は、いずれも実績に基づき使用（作成）するものなので、契約履行後直ちに作成し、契約業者へ交付することになります。

（例）・選挙運動用自動車の使用

→選挙期日の前日まで使用した場合は選挙期日の前日に交付

・選挙運動用ポスターの作成

→立候補届出日までに作成する場合は立候補届出日に交付

Q 5 公費負担制度を正しく利用するために、必要な書類や保管しておく書類にはどのようなものがありますか。

A 5 納品書、明細を記載した見積書などは、保管しておくことで、公費負担の請求時などの際、手続きがスムーズです。なお、選挙運動用自動車の燃料代の請求時には、車番など必要事項が記載された給油伝票（写し）の添付が義務付けられています。

(2) 選挙運動用自動車の借入れ

Q 1 公費負担の対象となるのはどんな自動車ですか。

A 1 主として選挙運動のために使用され、選挙管理委員会の定める表示をした自動車であり、候補者1人につき1台となります。

Q 2 選挙運動用自動車として1台、選挙事務所の業務用に2台借りる予定ですが、3台とも公費負担の対象となりますか。

A 2 公費負担の対象は、選挙運動用自動車1台分であるため、その他の自動車は対象となりません。

Q 3 レンタカー業者から選挙運動用自動車として様々な装備品等のオプションを付けたレンタカーを借りようと思っていますが、この場合、オプション等の付帯料金は公費負担の対象となりますか。

(例) 付帯料金…免責補償料(任意加入)、特別装備料(予備バッテリー等)、装備品使用料(ルーフキャリア等)、保険補償以外のサービスに係る保険料 等

A 3 公費負担の対象は、車両本体であるため、レンタカー業者から借入れする場合、業者が国土交通省に届出をしている「基本料金」部分が対象となります。

したがって、上記のように別途、免責補償料を任意で契約し支払う場合や、看板を取り付けるために借り受けたルーフキャリアなどの装備品使用料等の付帯料金は公費負担の対象とはなりません。

Q 4 レンタカー業者が選挙運動用自動車に看板やスピーカーの取付を行い、その費用も含め、借入れ代金として契約したいと思っていますが、この場合、すべて公費負担の対象となりますか。

A 4 車両本体のみが公費負担の対象であるため、レンタカー業者の「基本料金」以外の看板費用、スピーカー等の付帯料金は対象となりません。

車両本体以外の費用(看板レンタル代、スピーカーレンタル代等)が含まれているのであれば、車両本体と車両本体以外の費用とを明示した有償契約をする必要があります。

なお、契約書に記載できない場合は、見積書等の契約内容の内訳明細書が必要となります。

Q 5 選挙運動用自動車について、ハイヤー契約(自動車借入れ、燃料の供給、運転手の雇用について一括で契約)を行う場合の公費負担申請にあたって、注意すべき点がありますか。

A 5 契約の相手方は、道路運送法第3条第1号ハに規定する「一般乗用旅客自動車運送事業を営業者」に限られます。

Q 6 選挙運動期間前から選挙運動用自動車の借入れましたが、その期間も含めた借入れ代金を公費負担請求することはできますか。

A 6 公費負担対象の期間は、立候補届出日から選挙期日の前日までの選挙運動期間です。

したがって、選挙運動期間前の借入れ代金分は公費負担の対象外となるため、請求できません。

※ 無投票の場合は、立候補届出日の1日分が公費負担対象の期間となります。

Q 7 選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入れをする場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載したらよいですか。

A 7 選挙運動用自動車の借入れに関する契約書に記載する契約期間は、契約時に定めた借入れ期間を記載します。選挙運動期間の前後を含めて借入れ契約をする場合は、その期間を記載することになります。

ただし、公費負担の対象は、選挙運動期間に限られており、選挙運動期間の前後の期間の借入れ代金は公費負担の対象外となります。

Q 8 選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外から借りることができますか。

A 8 公費負担の制度上、選挙運動用自動車の借入れについては、次の①及び②に該当する場合を除き、契約の相手方の条件は規定されていません。

① 候補者と生計を一にする親族（当該親族がレンタカー業を営む場合は除く。）からの借入れ

② ハイヤー契約による借入れ（自動車の借入れ、運転手雇用、燃料代を一括で契約）
契約の相手方は、一般的にはレンタル業者ですが、候補者の知人等が所有するマイカーを借りる場合でも契約できます。

Q 9 自分の親族の自動車を使用して選挙運動用自動車として使用した場合、契約を締結してれば、公費負担の対象となりますか。

A 9 生計を一にする親族から借りる場合は、公費負担の対象となりません。

ただし、その親族がレンタカー業を営んでいる場合は、公費負担の対象となります。

※ 親族とは、6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族をいいます。

(3) 燃料の供給

Q 1 選挙運動用自動車に使用した燃料は、すべて公費負担の対象となりますか。

A 1 選挙運動期間中、選挙運動用自動車 1 台に給油した燃料代が公費負担の対象となります。

ただし、公費負担は、選挙運動期間中に給油した燃料代の総額と上限額（7,700 円に選挙運動期間の日数（5 日間）を乗じて得た金額）を比較していずれか低い方の金額となります。

Q 2 選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象となりますか。

A 2 対象になりません。選挙運動用自動車 1 台に給油した燃料代に限ります。

Q 3 燃料補給は選挙運動期間中に何度も行うこととなりますが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればよいのでしょうか。

A 3 公費負担請求時には、給油伝票の写しの添付が義務付けられているので、必ず選挙運動用自動車に給油した際に受け取った給油伝票を保管しておいてください。

なお、給油伝票には、①給油日、②給油量、③車番（登録番号）、④給油金額が記載されていることが必要です。

Q 4 2 者のガソリンスタンドで選挙運動用自動車に給油しましたが、公費負担申請は 2 者ともできますか。

A 4 公費負担できる上限の範囲内で申請が可能です（2 者あわせた金額と上限額を比較して少ない方になります。）。

3 者以上でも同様ですが、それぞれの業者との燃料供給契約が書面により締結されていることが必要です。

Q 5 セルフスタンドの燃料も公費負担の対象となりますか。

A 5 対象となりますが、業者との間で契約締結していることが前提となりますので、契約を交わすことができるガソリンスタンドに限ります。

また、燃料供給の公費負担は、選挙管理委員会が燃料の使用状況を確認した上で、燃料供給業者に対して直接支払うという制度設計がされています。このため、候補者が、燃料代を燃料供給業者に直接支払って給油する方式であるセルフサービス式の燃料供給業者は対象外となります。

ただし、セルフサービス式の燃料供給業者であっても、あらかじめ後払い契約を結び、候補者が直接支払うことはなく、事後精算が可能な燃料供給業者であれば、公費負担の対象とすることは可能です。

Q 6 給油伝票ではなくレシートでも請求することはできますか。

A 6 請求できます。ただし、レシートに必要事項（給油年月日、給油車両、燃料供給量、給油金額）が明記されていることが前提となります。レシートに必要事項が明記されていない場合は、燃料供給業者に必要事項を補記してもらう必要があります。

(4) 運転手の雇用

Q 1 選挙運動用自動車の運転手に対する報酬は、すべて公費負担の対象となるのですか。

A 1 選挙運動期間中、選挙運動用自動車の運転手を雇用する費用（報酬）であり、候補者 1 人につき 1 日 1 人に限り公費負担の対象となります（1 日あたりの上限額は 12,500 円）。

なお、運転手個人と契約する必要があり、契約した運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日の報酬が公費負担の対象となります。

Q 2 契約した運転手に選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらっていますが、この運転手の雇用費用は全額公費負担の対象となりますか。

A 2 運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日が公費負担の対象となります。契約を締結している場合でも、選挙運動用自動車を運転していない日は、公費負担の対象となりません。

Q 3 選挙運動期間以外の期間も含めて運転手の雇用契約を締結する場合、選挙運動期間以外についても公費負担の対象となりますか。

A 3 選挙運動期間中の運転のみ公費負担の対象となります。選挙運動期間以外の運転は対象となりません。

Q 4 選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象となりますか。

(例) 選挙運動期間 4月18日～4月22日（5日間）

A氏 4月18日～4月20日までの3日間で運転契約

B氏 4月21日～4月22日までの2日間で運転契約

A 4 公費負担の対象は、1日当たり運転手1人です。上記事例の場合のように、同一日に運転業務が重ならない場合、A氏、B氏のいずれもが公費負担の対象となりますが、A氏、B氏それぞれと契約する必要があります。

なお、同一日に2人以上の運転手と契約した場合は、候補者が指定するいずれか1人の運転手のみが公費負担の対象となります。

Q 5 同一日に2人が運転した場合、公費負担及び報酬はどのようになりますか。

A 5 公費負担の対象は1日あたり1人であるため、2人目については公費負担の対象とはなりません。そのため、2人目の運転手への雇用費用は候補者の自己負担となります。

Q 6 法人と運転手派遣契約を締結する場合、公費負担の対象となりますか。

A 6 運転手個人との契約に限り、公費負担の対象となります。法人と運転手派遣契約を締結する場合は、公費負担の対象となりません。

なお、ハイヤー契約（道路運送法第3条第1号ハに規定する「一般乗用旅客自動車運送事業を営業者」と自動車借入れ、燃料の供給、運転手の雇用について一括で契約）の場合は、法人契約をすることができます。

Q 7 選挙運動用自動車の運転手が、候補者の親族であっても公費負担の対象となりますか。

A 7 候補者と生計を一にする親族との間で運転手の雇用について契約した場合には、その親族が自動車運転を業として行っている場合を除いて、公費負担の対象となりません。

※ 親族とは、6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族

(5) 選挙運動用ビラの作成

Q 1 公費負担の対象となる選挙運動用ビラはどのようなビラですか。

A 1 公職選挙法第142条に規定する「ビラ」が公費負担の対象です。

Q 2 選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか。

A 2 例えば、双方の作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、いずれにしても、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で、公費負担の対象経費と対象外費用に区分することが求められます。

なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

(6) 選挙運動用ポスターの作成

Q 1 公費負担の対象となる選挙運動用ポスターとはどのようなポスターですか。

A 1 公職選挙法第143条第1項第5号に規定する「ポスター掲示場に掲示するポスター」が公費負担の対象です。

Q 2 選挙運動用ポスターの作成費用は、すべて公費負担の対象となりますか。

A 2 ポスター作成業者とポスター作成契約を締結して、選挙運動用ポスターを作成した場合は、その作成に要した費用はすべて公費負担の対象となります。（金額、作成枚数には上限があります）。

例えば、印刷費の他にデザイン料、写真撮影費などが考えられます。

Q 3 選挙運動用ポスターと併せて、名刺や選挙運動用通常葉書も一括して印刷してもらった場合、すべて公費負担の対象となりますか。

A 3 選挙運動用ポスターの作成費用のみが公費負担の対象です。名刺や通常葉書等のその他の印刷費用は、公費負担の対象となりません。

令和 5 年 2 月

毛呂山町長選挙及び毛呂山町議会議員一般選挙
選挙公営のお知らせ

毛呂山町選挙管理委員会（総務課内）
毛呂山町中央 2 丁目 1 番地

電 話 049-295-2112

F A X 049-295-0771

メー ル soumu@town.moroyama.lg.jp